

平成27年度 横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会 及び横浜市都市美対策審議会表彰広報部会 合同部会

次 第

日 時 平成28年1月20日（水）午後3時から5時まで

会 場 関内中央ビル 5階特別会議室

次 第

1 開 会

2 各部会委員紹介

3 議 事

- (1) 座長の決定について
- (2) 第8回横浜・人・まち・デザイン賞について
- (3) その他

4 閉 会

資 料

- ・名簿
- ・座席表
- ・資料1：横浜・人・まち・デザイン賞の概要
- ・資料2：横浜まちづくり顕彰事業の推移
- ・資料3－1：スケジュールについて
- ・資料3－2：地域まちづくり部門選考実施概要（案）（フロー）
- ・資料3－3：選考方法等について
- ・資料4：各部会で作された主な意見とその対応について
- ・資料5：募集リーフレット案
- ・資料6：募集ポスター案
- ・資料7：広報について
- ・資料8：横浜まちづくり顕彰事業実施要綱
- ・資料9：横浜まちづくり顕彰事業実施細目
- ・資料10：第11回横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会議事録
- ・資料11：第12回横浜市都市美対策審議会表彰広報部会議事録

平成27年度横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会及び 横浜市都市美対策審議会表彰広報部会合同部会委員名簿

開催日時：平成28年1月20日（水） 午後3時から午後5時まで

横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会委員

	氏名（敬称略）	現職等
部会長	山家 京子	神奈川大学工学部建築学科教授
委員	奥村 玄	株式会社GENプランニング 代表取締役
//	川原 晋	首都大学東京都市環境学部自然・文化ツーリズムコース准教授
//	田邊 寛子	まちひとつこと総合計画室 代表
//	中山 岳志	市民委員

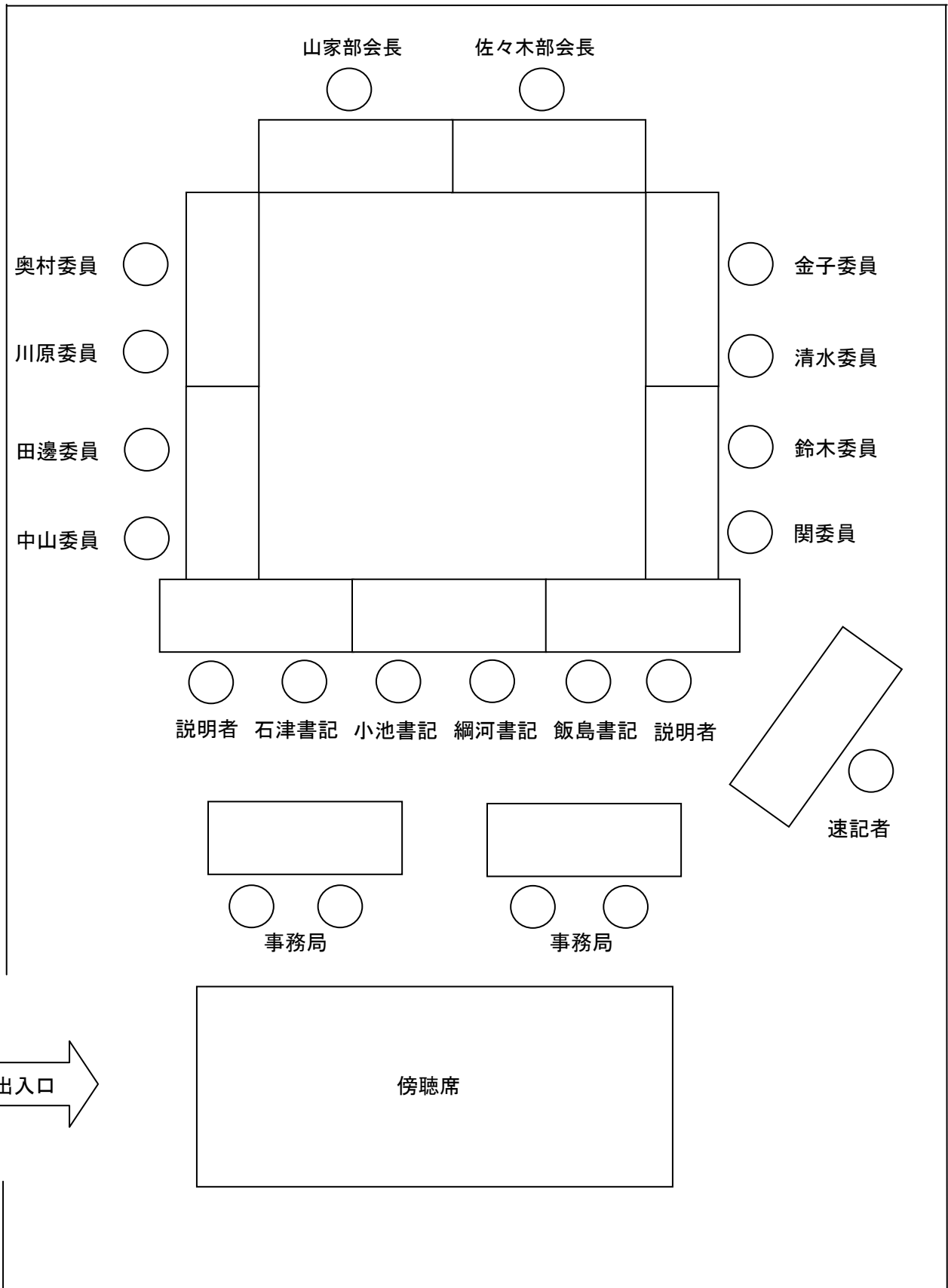
横浜市都市美対策審議会表彰広報部会委員

	氏名（敬称略）	現職等
部会長	佐々木 葉	早稲田大学創造理工学部社会環境工学科教授（景観）
委員	金子 修司	横浜商工会議所
//	清水 靖枝	市民委員
//	鈴木 智恵子	エッセイスト
//	関 和明	関東学院大学建築・環境学部建築・環境学科教授（建築史）

書記	小池 政則	横浜市都市整備局地域まちづくり部長
//	石津 啓介	横浜市都市整備局地域まちづくり部地域まちづくり課長
//	飯島 悦郎	横浜市都市整備局地域まちづくり部景観調整課長
//	綱河 功	横浜市都市整備局企画部都市デザイン室長

【平成 27 年度 横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会
及び横浜市都市美対策審議会表彰広報部会】

会場：関内中央ビル 5階特別会議室



「横浜・人・まち・デザイン賞」の概要

「横浜・人・まち・デザイン賞」は、横浜市内のまちづくりの推進に寄与することを目的として、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりへの貢献が認められる「地域まちづくりの取組」と、「まちなみを構成する建築物等」を顕彰し、その担い手を表彰するものです。

本賞は、「地域まちづくり部門」と「まちなみ景観部門」の2部門で構成され、市民公募によるものの中から、「地域まちづくり部門」は横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会、「まちなみ景観部門」は横浜市都市美対策審議会表彰広報部会の選考に基づいて表彰しています。

今回の合同部会では、第8回横浜・人・まち・デザイン賞のスケジュールや募集概要など、両部門で共通する内容について審議します。

前回実績（第7回 横浜・人・まち・デザイン賞）

（1）応募期間

平成26年5月1日～6月30日

（2）応募状況

- ・地域まちづくり部門：43通（選考対象36件）
- ・まちなみ景観部門：140通（選考対象110件）

（3）表彰対象案件

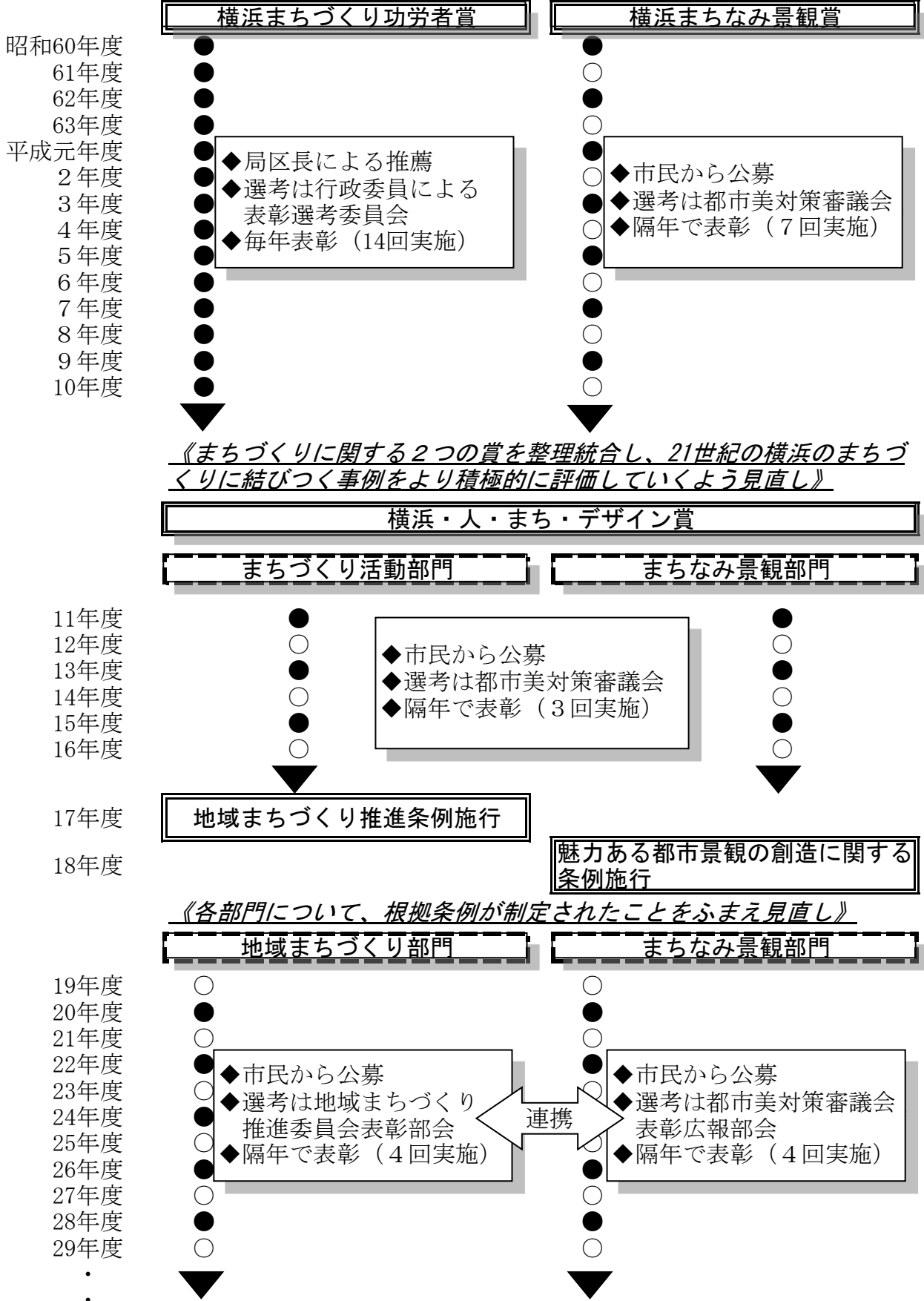
- ・地域まちづくり部門：6件（主体である団体：6団体、
活動を支援した個人または団体：4団体）
- ・まちなみ景観部門：7件（受賞団体：51団体）

（4）表彰式

平成27年4月24日（会場：横浜市長公舎）

横浜まちづくり顕彰事業の推移

※ ●：募集年度



スケジュールについて

※下線の部分は、第7回との変更点

地域まちづくり部門

○地域まちづくり推進委員会表彰部会

[平成27年10月22日]

第8回の方針・スケジュール等を審議

まちなみ景観部門

◇都市美対策審議会表彰広報部会

[平成27年10月16日]

第8回の方針・スケジュール等を審議

◎地域まちづくり推進委員会表彰部会・都市美対策審議会表彰広報部会 合同部会

[平成28年1月20日]

・第8回の方針・スケジュール等を確認・決定

◎募集 [平成28年5月～6月]

- ・応募はがき又はウェブサイトからの電子申請による応募
- ・自薦、他薦は不問、複数の応募も可

◎両部会委員への応募状況を報告 [平成28年7月上旬]

○地域まちづくり部門活動調査、一次選考等

[平成28年7月～11月下旬]

- ・事務局と関係区局が、選考対象団体全ての一次選考資料を作成し、委員に選考を依頼（8月）
- ・委員は資料を基に一次選考を実施
- ・二次選考対象団体と関係区局が作成した選考資料を事務局が取りまとめ、委員に選考を依頼（11月）

◇まちなみ景観部門物件調査等

[平成28年7月～10月]

- ・事務局で物件調査を行い、調査票等を作成
- ・調査票を各委員へ送付

○地域まちづくり部門二次選考

[平成29年1月]

各委員の事前評価を基に選考を行う

◇まちなみ景観部門選考

現地視察 [平成28年12月上旬]

本審査 [平成28年12月中旬]

◎表彰対象決定・公表 [平成29年2月～4月]

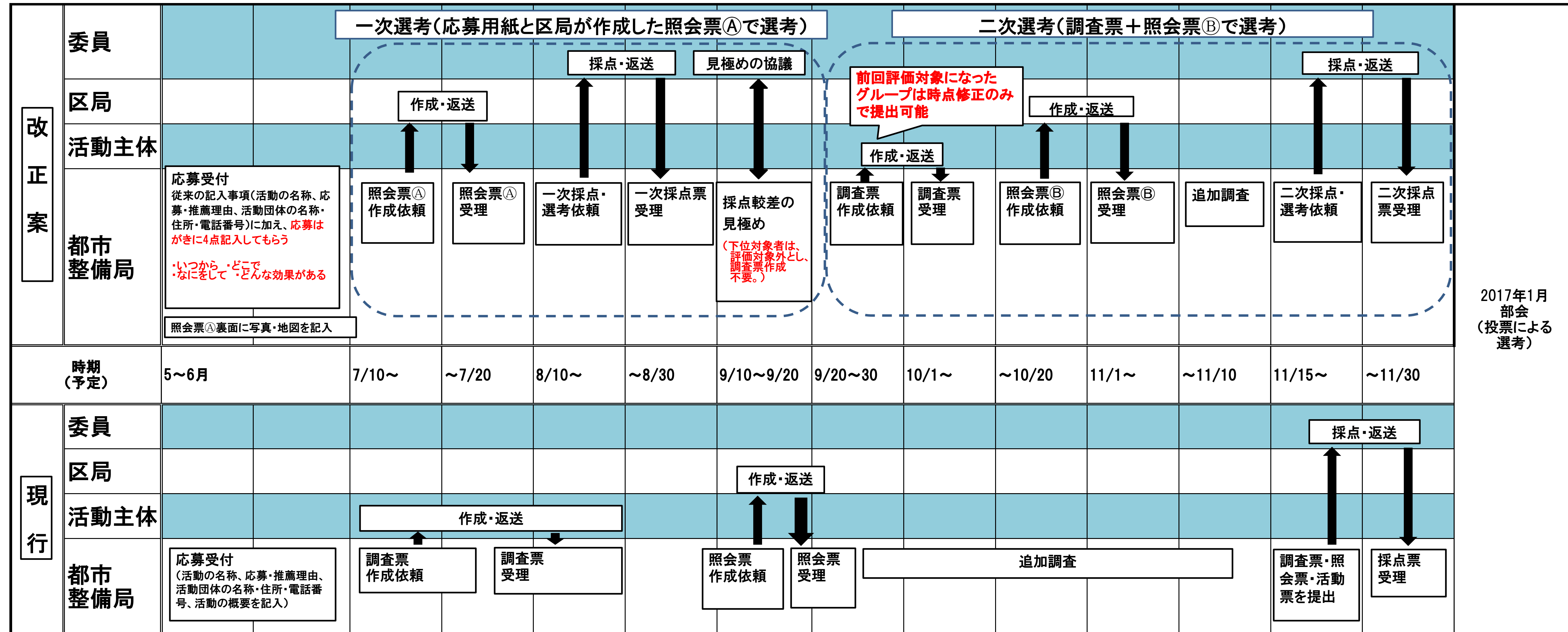
・両部門の選考終了後、市長が表彰対象を決定し、4月頃結果を公表（記者発表・ウェブサイト等）

※地域まちづくり推進委員会に選考結果を報告 [平成29年3月(予定)]

※都市美対策審議会に選考結果を報告 [平成29年3月(予定)]

◎表彰式（選考委員出席） [平成29年5月頃]

第8回 横浜・人・まち・デザイン賞 地域まちづくり部門選考実施概要(案) [フロー]



※連絡票については、事務局で保管

【改正の目的等】

選考されなかった活動主体が、再応募される度、調査票を作成していたが、連続して不選考となる例が生じている。繰り返し不選考となることで調査票の作成の負担感が増し、返送いただけない事態を避け、多様な活動を選考対象としていくことを目指す。

【改正案のメリット】

- ・調査票作成の作業を一定評価以上の活動主体に限ることで、調査票作成・不選考を繰り返す可能性が減る。
- ・連続応募となった際、調査票の作成を簡略化し、前回の調査票を時点修正して提出することを可能とし、活動主体の負担を削減することができる。

【改正案のデメリット】

- ・情報量が少なく、優れた活動も一次選考で不選考となる可能性がある。
- ・委員による採点回数が1回から2回に増える。
- ・区局の業務量が増加する。
- ・全体的に選考スケジュールが過密化する。

選考方法等について

※下線の部分は、第7回との変更点

	地域まちづくり部門	まちなみ景観部門
根拠法令	● 横浜市地域まちづくり推進条例第15条 市長は、地域まちづくりに関して特に著しい功績のあったものに対し、表彰を行うことができる。	● 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例第17条 市長は、魅力ある都市景観の創造に特に著しい功績のあったものに対し、表彰を行うことができる。
表彰対象	● 活動の主体となる団体及びその取組を支援した個人または団体を表彰します。	● 横浜市内のまちなみ、建築物、プロムナード、モニュメントなど景観づくりに貢献した事業者、設計者、施工者などを表彰します。 ● 運営者として貢献した人や、ものづくりに貢献した人も表彰対象とする場合があります。
応募期間	● <u>平成28年5月2日～6月30日（2か月間）</u>	
応募要件	● 横浜市内における地域まちづくりであること。 ● おおむね3年以上の取組実績があること。	● 横浜市内に存する「まちなみ」や「建築物等」であること。 ● おおむね10年以内に新しく造られたものや、歴史的建造物等再生されたものであること。
	● 過去に「横浜まちづくり功労者賞」及び「横浜・人・まち・デザイン賞」まちづくり活動部門又は地域まちづくり部門を受賞したものは対象外とします。	● 過去に「横浜まちなみ景観賞」及び「横浜・人・まち・デザイン賞」まちなみ景観部門を受賞したものは対象外とします。
応募方法	● 応募はがき、又はウェブサイトからの電子申請による応募 ● 自薦、他薦は不問、複数の応募も可	
両部門の振り分け調整	● 本人の意思を確認した上で錯誤と認められる案件については、事務局で振り分けを行います。 ● 両部門の応募・選考状況について、両部会委員に情報提供を行います。	
選考方法	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>一次選考用の資料作成（事務局作業）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局が応募用紙から明らかに応募要件に合わないものを事前に整理した上で適宜追加調査を行います。 ・各案件について、庁内の関係区局へ応募資料の確認及びその他情報の提供を依頼します。 ・以上を基に資料を作成し、委員あてに送付します。 ● <u>委員による一次選考</u> <ul style="list-style-type: none"> ・委員は、各案件について、選考基準ごとに1点（推す）又は2点（特に推す）の加点で評価します。 ・事務局で各委員の事前評価を平均化し、集計結果を作成します。 ● <u>評点較差の見極め</u> <ul style="list-style-type: none"> ・委員による事前評価を踏まえ、下位対象者は評価対象外とします。 ● <u>二次選考用の資料作成（事務局作業）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・活動団体へ選考に必要な資料の作成と提出を依頼します。 ・庁内の関係区局へ応募資料の確認及びその他情報の提供を依頼します。 ・以上を基に資料を作成し、委員あてに送付します。 ● <u>委員による二次選考</u> <ul style="list-style-type: none"> ・委員は、各案件について、選考基準ごとに1点（推す）又は2点（特に推す）の加点で評価します。 ・事務局で各委員の事前評価を平均化し集計結果を作成します。 ● <u>地域まちづくり推進委員会表彰部会で二次選考</u> <ul style="list-style-type: none"> ・事前評価資料及び審議をふまえ、委員一人5票程度を限度に投票し、委員の過半数の得票（3人以上の支持）があれば顕彰活動とします。 ・表彰対象案件の取組を支援した個人又は団体も同時に表彰対象とするか審議します。 <p>【表彰対象案件の活動を支援した個人又は団体の基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりコーディネーター（専門家）、NPOなどのまちづくり支援団体等 ・今後の地域まちづくり活動支援のモデルとなるような顕著なもの ・活動団体を構成する組織や、活動団体と連携してその活動に取り組む団体、行政機関（市役所、区役所など）は対象外 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>実態調査（事務局作業）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局が現地調査を行い、必要に応じて部門変更や応募要件に適合しない物件の除外を行った上で、応募物件選考用個票を作成し、委員あてに送付します。 ・物件の詳細情報について不明な点等がある場合には、必要に応じて応募者、物件所有者等にヒアリングを行います。 ● <u>委員による現地調査</u> <ul style="list-style-type: none"> ・委員は応募物件選考用個票に基づき、各自で10件程度現地調査の希望物件を選定します。 ・希望が多い物件を中心に、現地調査を行う物件を事務局が選定します。 ・事務局でバス等を準備し、方面別に午前の部・午後の部に分けて現地調査を行います。 ● <u>都市美対策審議会表彰広報部会で選考</u> <ul style="list-style-type: none"> ・個票の審査、現地調査をふまえ、各委員が受賞候補物件を選考します。（事前選考。各7件程度） ・事前選考の内容を参考に受賞物件を選定します。（5～7件程度） ・部会での選考結果を都市美対策審議会に報告します。

選考基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 横浜まちづくり顕彰事業実施細目第3条第2項 <ul style="list-style-type: none"> ①公共性（地域社会への貢献） ②積極性 ③地域住民等の幅広い参加や他団体との連携 ④今後の活動の継続性・発展性 ⑤創意工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ● 横浜まちづくり顕彰事業実施細目第3条第1項 <ul style="list-style-type: none"> ①地域の個性と魅力にあふれた新しい都市景観の創造に寄与しているもの ②まちの活性化に寄与し、賑わいのある都市景観を形成しているもの ③歴史的なまちなみ、及び自然景観の保全に寄与し、又はそれらと調和を保っているもの ④横浜らしさの演出に寄与しているもの ⑤都市景観と環境や福祉への配慮などの先進的な取組が調和しているもの ⑥その他、優れた都市景観の形成に寄与しているもの
結果の公表	<ul style="list-style-type: none"> ● 市長による表彰対象案件決定後、記者発表及び本市ウェブサイト等により結果を公表します。 	

各部会で出された主な意見とその対応について

【横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会（平成 27 年 10 月 22 日）】

- ①委員は全ての現場を見られるわけでないため、地域の活動を正確に把握することが困難な面がある。応募はがき等、情報量が少ない中で判断することを改善する必要がある。
- ⇒選考方法を改正し、応募はがきやフォームに、「いつから」、「どこで」、「何をして」、「どんな効果がある」を記入していただき、関係区局からの情報を追加して、一次選考を委員の皆様様に依頼します。その後の二次選考において、活動団体に調査書類を作成していただき、改めて関係区局への確認を行うことで情報の質と量の充実化を図り、委員の皆様が総合的に判断できるようにします。
- ②これまでに複数回不選考になってしまうということがあった。選考されなかったことで、まちづくりの意欲が低下しないような仕組みがあるといい。
- ⇒これまでは選考されなかった団体へも調査票を白紙の状態から作成していただいていたいました。そこで、今回から調査票作成の負担感を軽減し、地域で行われる多様なまちづくり活動を表彰できるようにするため、時点修正による調査票の提出ができるようにします。
- ③広報をより効果的に行うため、賞の募集をどの媒体で知ったかをもう少し詳しく調べる必要があるのではないか。
- ⇒これまで応募はがきに「デザイン賞の募集をどこで知りましたか」という設問がありましたが、回答欄の選択肢が少なく、大枠でしか状況が把握できませんでした。
- 次回から回答欄の選択肢を細分化し、どこで広報を行うのが効果的なのかをより詳しく検証できるようにし、今後の参考にします。

【横浜市都市美対策審議会表彰広報部会（平成 27 年 10 月 16 日）】

- ①受賞プレートに関して、現在の仕様のように賞の重厚感を保ちつつ、取り付けが簡易で、受賞先にきちんと設置してもらえそうな仕様・ルールづくりをしてほしい。
- ⇒現在の仕様は変えずに、より簡易に設置できるような取り付け方法を検討していきます。
- ②・事務局は積極的に区役所へ賞の周知をしてほしい。区役所が賞を認知することで、市民への応募勧奨などが期待できると同時に、区役所や市民にとって身近なまちを見直していく良い機会になる。
- ・また事務局と各区が連携し、区主催の祭りなどで市民への広報を行うなどしてはどうか。これは単に広報を増やして応募件数の増加を目指すということではなく、市民に身近なまちへの関心を持っていただくためのアプローチとして行うべきではないか。
- ⇒この賞を通じて（地域まちづくり部門も含め）市民の皆様にも、身近なまちへの関心を高め、改めて各区の魅力を発見していただくことを目的として、次の取組を行います。
- ・区役所職員（区政推進課、地域振興課等）へ、積極的にこの賞の周知を行っていきます。
 - ・各区主催のお祭りやイベント等で、区と連携した取組を行い、市民への周知を行っていきます。
- ③過去にまちなみ景観部門を受賞した場所の現状を知りたい。受賞後、継続的に市民に愛され使われているのかを確認できると良いのではないか。
- ⇒横浜まちづくり顕彰事業（横浜まちなみ景観賞）の受賞物件について、受賞した当時の景観から、現在どのように変わったか、主に外観の変化について調査を進めています。（例：新たに花壇が設置され、受賞者の景観に対する意識の向上が伺える。イルミネーションやイベントの開催など、まちの魅力向上に繋がる活動が行われたなど）
- 今後は、受賞後の受賞者の景観に対する意識の変化について、どのような調査方法が良いか、委員の皆様の見聞きながら検討していきたいと考えています。

 **地域まちづくり部門**

■ 活動の名称

■ 応募・推薦理由

■ 活動団体の名称・住所・電話番号

名称: _____ 電話番号 _____

住所:〒 _____

■ 活動概要

①いつから _____ ②どこで _____

③何を _____ ④どのような効果がある _____

8< 切り取り

 **まちなみ景観部門**


■ 景観の名称

■ 応募・推薦理由

■ 対象の所在地

区 _____ 町 _____


■ 付近の案内図

 **第7回 横浜・人・まち・デザイン賞**

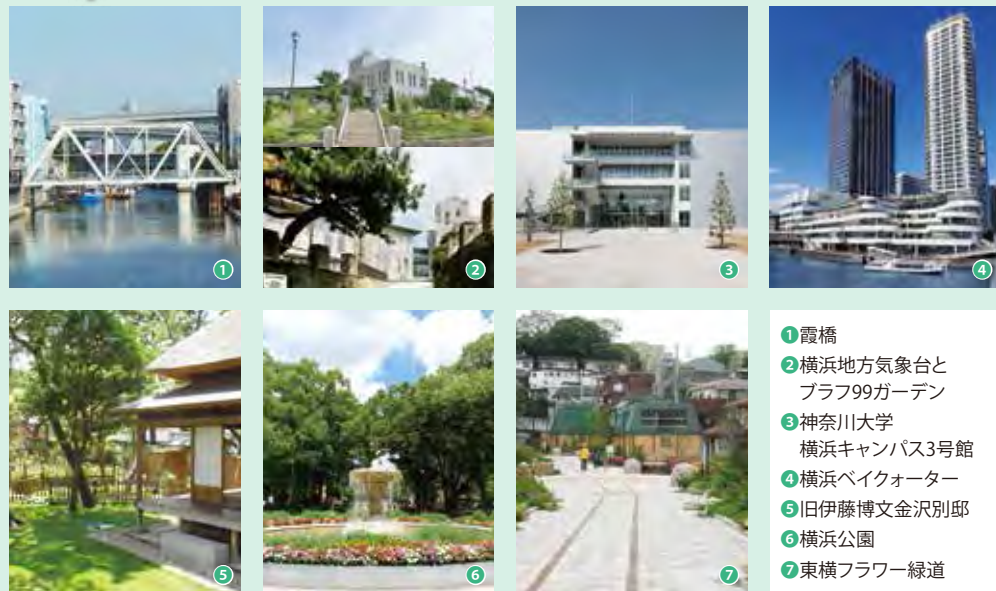
[地域まちづくり部門] 表彰一覧



- ① 京浜臨海部等での「トンボはドコまで飛ぶかプロジェクト」
- ② 旭中央地区のコミュニティバス「四季めぐり号」の運行
- ③ 金沢区でつくられる風景 ふるさと大道村
- ④ 環境意識を高め、歴史も知る 大豆戸菊名打ち水大作戦
- ⑤ 深谷台地域でのエリアマネジメント 地域課題の解決を实践
- ⑥ 泉区いちょう団地での生活相談や学習支援 多文化共生の实践

 **第7回 横浜・人・まち・デザイン賞**

[まちなみ景観部門] 表彰一覧



- ① 霞橋
- ② 横浜地方気象台と プラフ99ガーデン
- ③ 神奈川大学 横浜キャンパス3号館
- ④ 横浜ベイクォーター
- ⑤ 旧伊藤博文金沢別邸
- ⑥ 横浜公園
- ⑦ 東横フラワー緑道

募集期間 平成28年 **5月2日** 月 ~ 平成28年 **6月30日** 土

問合せ先

 **地域まちづくり部門**
横浜市都市整備局地域まちづくり課
Tel: 045-671-2679 Fax: 045-663-8641

 **まちなみ景観部門**
横浜市都市整備局景観調整課
Tel: 045-671-3470 Fax: 045-663-8641

過去の受賞作品は
<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/keicho/m11/jyushousakuhin.html>
に記載しています。



募集!

第8回
横浜

人まち

デザイン賞

地域まちづくり部門

横浜市内における、おおむね3年以上の取組実績がある地域まちづくり活動を募集します。

まちなみ景観部門

横浜市内の「まちなみ」や「建造物」で、おおむね10年以内に、新しく造られたもの、歴史的建造物等が再生されたものを募集します。

応募締切

平成28年 **6月30日** 土

魅力的なまちをめざして取り組む市民によるまちづくり活動や、まちの個性となる景観を推薦してください。



横浜
人・まち
デザイン賞



地域まちづくり部門

■ 活動の名称

■ 応募・推薦理由

■ 活動団体の名称・住所・電話番号

名称: _____ 電話番号 _____

住所:〒 _____

■ 活動概要

①いつから	②どこで
③何をして	④どのような効果がある

まちなみ景観部門

■ 景観の名称

■ 応募・推薦理由

■ 対象の所在地

区 _____ 町 _____

■ 付近の案内図

第7回 横浜・人・まち・デザイン賞
[地域まちづくり部門] 表彰一覧



- 1 京浜臨海部等での「トンボはどこまで飛ぶかプロジェクト」
- 2 旭中央地区のコミュニティバス「四季めぐり号」の運行
- 3 金沢区でつくられる風景 ふるさと大道村
- 4 環境意識を高め、歴史も知る 大豆戸菊名打ち水大作戦
- 5 深谷台地域でのエリアマネジメント 地域課題の解決を実践
- 6 泉区いちょう団地での生活相談や学習支援 多文化共生の実践

第7回 横浜・人・まち・デザイン賞
[まちなみ景観部門] 表彰一覧



- 1 霞橋
- 2 横浜地方気象台と プラフ99ガーデン
- 3 神奈川大学 横浜キャンパス3号館
- 4 横浜ベイクォーター
- 5 旧伊藤博文金沢別邸
- 6 横浜公園
- 7 東横フラワー緑道

募集期間 平成28年 **5月2日**月～ 平成28年 **6月30日**木

問合せ先

地域まちづくり部門
横浜市都市整備局地域まちづくり課
Tel:045-671-2679 Fax:045-663-8641

まちなみ景観部門
横浜市都市整備局景観調整課
Tel:045-671-3470 Fax:045-663-8641

過去の受賞作品は
<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/keicho/m11/jyushousakuhin.html>
に記載しています。



募集!

第8回 横浜 人まち デザイン賞

地域まちづくり部門
横浜市内における、おおむね3年以上の取組実績がある地域まちづくり活動を募集します。

まちなみ景観部門
横浜市内の「まちなみ」や「建造物」で、おおむね10年以内に、新しく造られたもの、歴史的建造物等が再生されたものを募集します。

応募締切
平成28年 **6月30日**木

魅力的なまちをめざして取り組む市民によるまちづくり活動や、まちの個性となる景観を推薦してください。



横浜 人・まち デザイン賞

地域まちづくり部門

市民が自ら主体となって、創意工夫し、地域まちづくりを推進している活動を募集します。活動の主体となる団体と、その取組を支援した個人または団体を表彰します。



地域まちづくり部門の募集にあたって

横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会長
山家 京子 (神奈川大学工学部建築学科教授)

社会の成長・成熟に伴い、地域社会のあり方は大きく変化しています。少子高齢化や人口減少社会の到来などを背景に、地域社会を取り巻く環境の変化も起きています。そのような中で、人やまちを思う意欲的な市民のみならず、によって、「地域課題の解決」「地域の魅力向上」を目指したまちづくりが市内各所で取り組まれていることに、私は横浜の地域社会の発展の可能性を感じています。ぜひ、身近な地域のまちづくり活動について、応募してみてください。

受賞活動の例

- **旭中央地区のコミュニティバス 「四季めぐり号」の運行 (第7回)**
坂道の多い旭中央地区の四季美台で、横浜市の「地域交通サポート事業」を活用し、地域住民等から構成される運行委員会が中心になって、コミュニティバスの運行を実現しています。

- **六角橋商店街の新たな企画 空き店舗を生かしたドッキリヤミ市場 (第6回)**
閉店後の店舗のシャッター前でフリーマーケットやライブイベントを行い、商店街を盛り上げています。商店街の皆さんが発意した活性化の取組が地域に根づいています。



応募要件

- 横浜市内における地域まちづくりであること。
- おおむね3年以上の取組実績があること。
過去に「横浜まちづくり功労者賞」及び「横浜・人・まち・デザイン賞 まちづくり活動部門又は地域まちづくり部門」で表彰された活動は対象外とします。

選考の視点

- 公共性(地域社会への貢献)
- 今後の活動の継続性・発展性
- 積極性
- 創意工夫
- 地域住民等の幅広い参加や他団体との連携

選考について

選考は平成29年1月頃、表彰式は5月頃開催予定です。

地域まちづくり部門

横浜市地域まちづくり推進条例に基づいて、横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会が選考します。

選考委員 (横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会)

- 神奈川大学工学部 建築学科 教授 山家 京子
- まちひとこと総合計画室 代表 田邊 寛子
- 株式会社GENプランニング 代表取締役 奥村 玄
- 市民委員(公募) 中山 岳志
- 首都大学東京都市環境学部 自然・文化ツーリズムコース 准教授 川原 晋

まちなみ景観部門

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づいて、横浜市都市美対策審議会表彰広報部会が選考します。

選考委員 (横浜市都市美対策審議会表彰広報部会)

- 早稲田大学創造理工学部 社会環境工学科 教授 佐々木 葉
- エッセイスト 鈴木 智恵子
- 横浜商工会議所 金子 修司
- 関東学院大学建築・環境学部 建築・環境学科 教授(建築史) 関 和明
- 市民委員 清水 靖枝

まちなみ景観部門

地域の個性と魅力をつくりだしている「まちなみ」や「建造物」を募集します。景観づくりに貢献した事業者、設計者、施工者などを表彰します。



まちなみ景観部門の募集にあたって

横浜市都市美対策審議会表彰広報部会長
佐々木 葉 (早稲田大学創造理工学部社会環境工学科教授)

これまでに建築物をはじめとして橋や公園、ガス灯や交通施設など、多岐にわたる景観を表彰してきました。まちの魅力ある景観は、大きな建物だけでなく住宅や公園、サインやストリートファニチャーなど、様々な要素によって成り立っています。皆さんもぜひ身の回りにある「いいな」「大事にしたいな」と思う景観を探してみてください。たくさんの御応募をお待ちしています。

受賞景観の例

- ◆ **東横フラワー緑道 (第7回)**
みなとみらい線と東急東横線の相互直通運転に伴い、地下化された東白楽駅から横浜駅間の跡地を緑道として整備したものです。現在は、沿線市民による複数の緑道・公園愛護会が、広場や緑道を利用したイベントや清掃などの活動を行っています。
- ◆ **防火帯建築を活用した吉田町のまちなみ (第6回)**
戦後復興期の1950年代に、防災を目的として市内中心部に多数建てられた長大な壁のように連続する「防火帯建築」をギャラリーや店舗に活用し、地域のイベント拠点にもなっています。



応募要件

- ◆ 横浜市内に存する「まちなみ」や「建造物」であること。
- ◆ おおむね10年以内に、新しく造られたもの、歴史的建造物等が再生されたものであること。
過去に「横浜まちなみ景観賞」及び「横浜・人・まち・デザイン賞 まちなみ景観部門」で表彰された景観は対象外とします。

選考の視点

- ◆ 地域の個性と魅力にあふれた、新しい景観の創造に寄与しているもの
- ◆ まちの活性化に寄与し、賑わいのある景観を形成しているもの
- ◆ 歴史的なまちなみ、及び自然景観の保全に寄与しているもの
- ◆ 横浜らしさの演出に寄与しているもの
- ◆ 景観と環境や福祉への配慮などの、先進的な取組が調和しているもの

応募・推薦方法

- 上の応募はがきに必要な事項を御記入のうえ、切手をはらずにポストへ投函してください。

- 横浜市都市整備局のホームページからも応募できます。
<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/keicho/m11/>

- 自薦(地域まちづくり活動を行っている本人、建物所有者や設計者など)、他薦は問いません。

- 応募はがき1枚につき1件の記入とし、何件でも応募できます。



人・まち・デザイン 検索

郵便はがき



料金受取人払郵便



差出有効期間
平成00年0月00日まで

2 3 1 8 7 9 0

000

横浜市中区港町1-1
横浜市都市整備局景観調整課
横浜・人・まち・デザイン賞事務局 行

地域まちづくり部門

■ 応募者氏名

どちらかに○をつけてください
自薦 他薦

■ 応募者住所 〒

■ 応募者電話番号

今回の募集をどこで知りましたか

1. 市役所 2. 区役所 3. その他公共施設 4. 新聞・雑誌 5. ホームページ
6. 友人・知り合いから 7. その他()

この賞があることを知っていましたか

1. 以前から知っていた 2. 今回初めて知った

バーコード入ります

8< 切り取り

郵便はがき



料金受取人払郵便



差出有効期間
平成00年0月00日まで

2 3 1 8 7 9 0

000

横浜市中区港町1-1
横浜市都市整備局景観調整課
横浜・人・まち・デザイン賞事務局 行

まちなみ景観部門

■ 応募者氏名

どちらかに○をつけてください
自薦 他薦

■ 応募者住所 〒

■ 応募者電話番号

今回の募集をどこで知りましたか

1. 市役所 2. 区役所 3. その他公共施設 4. 新聞・雑誌 5. ホームページ
6. 友人・知り合いから 7. その他()

この賞があることを知っていましたか

1. 以前から知っていた 2. 今回初めて知った

バーコード入ります

第8回 横浜

募集!

人まちデザイン賞

魅力的なまちをめざして取り組む
市民によるまちづくり活動や、
まちの個性となる景観を推薦してください。

応募締切

平成28年 **6月30日** 木

地域まちづくり部門

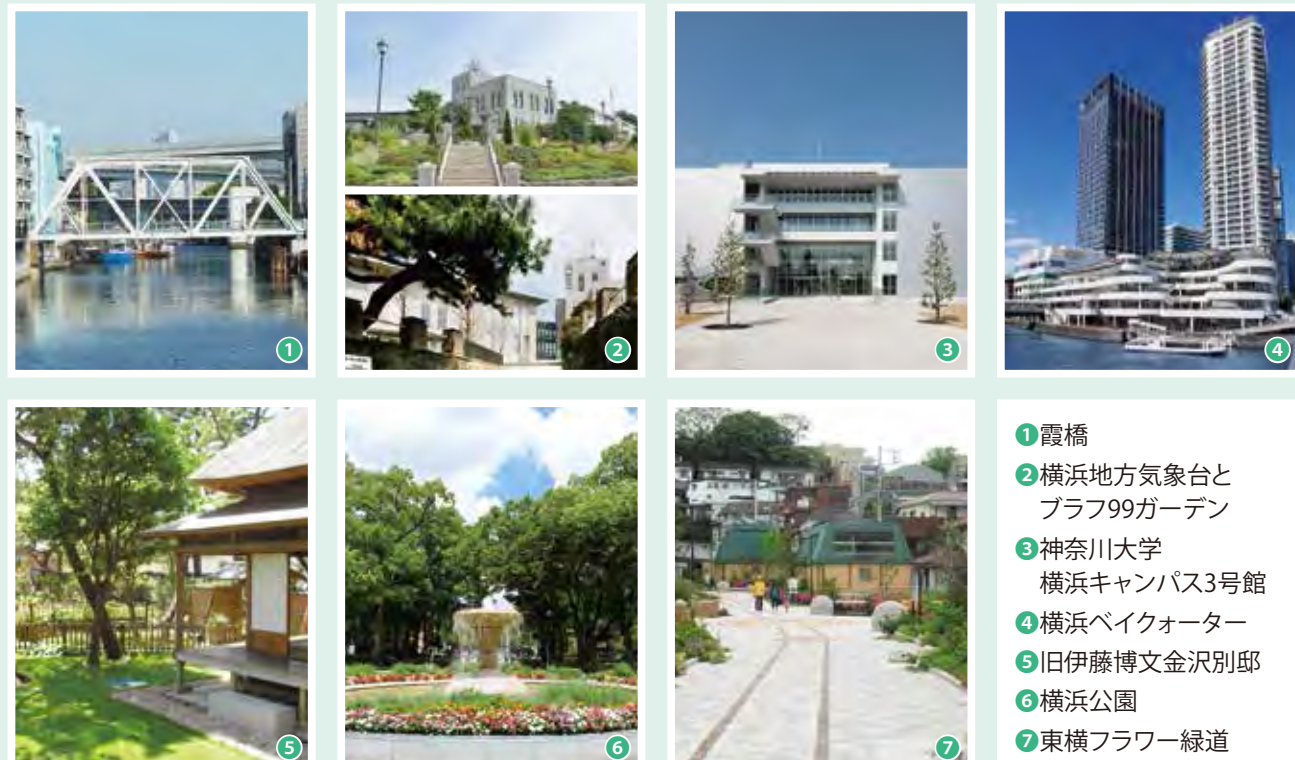
横浜市内における、おおむね3年以上の取組実績がある
地域まちづくり活動を募集します。



- ① 京浜臨海部等での「トンボはドコまで飛ばかプロジェクト」
- ② 旭中央地区のコミュニティバス「四季めぐり号」の運行
- ③ 金沢区でつくられる風景 ふるさと大道村
- ④ 環境意識を高め、歴史も知る 大豆戸菊名打ち水大作戦
- ⑤ 深谷台地域でのエリアマネジメント
地域課題の解決を実践
- ⑥ 泉区いちょう団地での生活相談や学習支援
多文化共生の実践

まちなみ景観部門

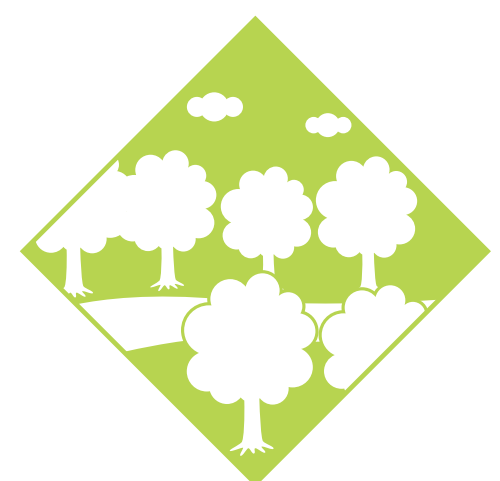
横浜市内の「まちなみ」や「建造物」で、おおむね10年以内に新しく
造られたもの、歴史的建造物等が再生されたものを募集します。



- ① 霞橋
- ② 横浜地方気象台と
フラワ99ガーデン
- ③ 神奈川大学
横浜キャンパス3号館
- ④ 横浜ベイクォーター
- ⑤ 日伊藤博文金沢別邸
- ⑥ 横浜公園
- ⑦ 東横フラワー緑道



横浜
人・まち
デザイン賞



市役所、区役所、地区センター等で配布している募集リーフレットの応募はがきか、
横浜市都市整備局のホームページから応募してください。

問合せ先



地域まちづくり部門

[横浜市都市整備局地域まちづくり課]
Tel:045-671-2679 Fax:045-663-8641



まちなみ景観部門

[横浜市都市整備局景観調整課]
Tel:045-671-3470 Fax:045-663-8641

人・まち・デザイン 検索



第8回 横浜

募集!

人まち デザイン賞

魅力的なまちをめざして取り組む
市民によるまちづくり活動や、
まちの個性となる景観を推薦してください。

応募締切

平成28年 6月30日(木)

地域まちづくり部門

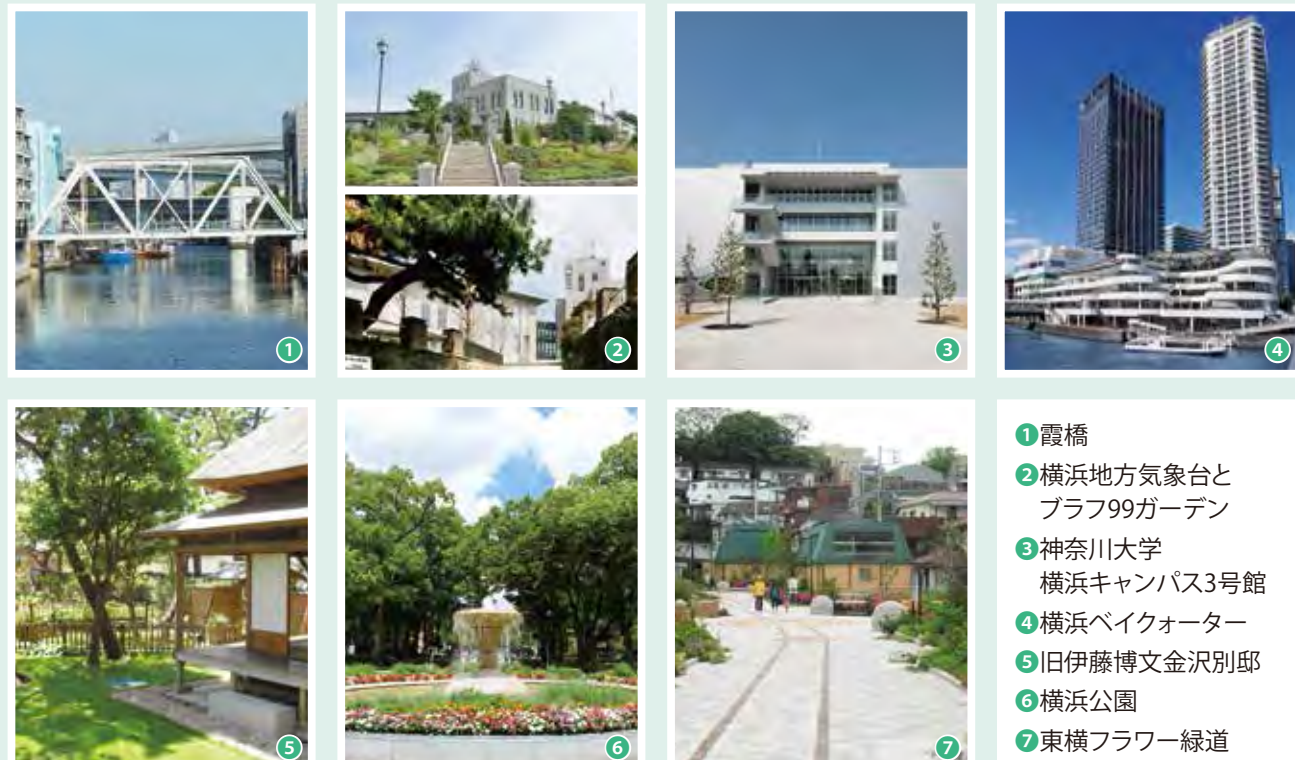
横浜市内における、おおむね3年以上の取組実績がある
地域まちづくり活動を募集します。



- ① 京浜臨海部等での「トンボはドコまで飛ばかプロジェクト」
- ② 旭中央地区のコミュニティバス「四季めぐり号」の運行
- ③ 金沢区でつくられる風景 ふるさと大道村
- ④ 環境意識を高め、歴史も知る 大豆戸菊名打ち水大作戦
- ⑤ 深谷台地域でのエリアマネジメント 地域課題の解決を実践
- ⑥ 泉区いちょう団地での生活相談や学習支援 多文化共生の実践

まちなみ景観部門

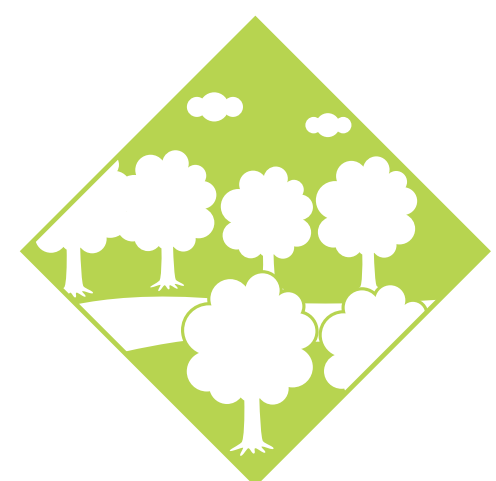
横浜市内の「まちなみ」や「建造物」で、おおむね10年以内に新しく
造られたもの、歴史的建造物等が再生されたものを募集します。



- ① 霞橋
- ② 横浜地方気象台と
フラワ99ガーデン
- ③ 神奈川大学
横浜キャンパス3号館
- ④ 横浜ベイクォーター
- ⑤ 日伊藤博文金沢別邸
- ⑥ 横浜公園
- ⑦ 東横フラワー緑道



横浜
人・まち
デザイン賞



市役所、区役所、地区センター等で配布している募集リーフレットの応募はがきか、
横浜市都市整備局のホームページから応募してください。

問合せ先



地域まちづくり部門

[横浜市都市整備局地域まちづくり課]
Tel:045-671-2679 Fax:045-663-8641



まちなみ景観部門

[横浜市都市整備局景観調整課]
Tel:045-671-3470 Fax:045-663-8641

人・まち・デザイン 検索



広報について

広報内容	時期(予定)	備考
記者発表	4月下旬	
都市整備局ホームページ掲載	5～6月	
広報よこはま「はま情報」募集記事掲載	5月1日	
神奈川新聞「市民の広場」募集記事掲載	5月上旬	
テレビ神奈川「ずばり！横濱」募集放送※ お知らせコーナー	5月上旬	
市庁舎1階市民広間にて広報パネル展示	5月	
建築・土木系雑誌へ募集記事掲載		日経コンストラクション、日経 アーキテクチュア、新建築等
タウンニュース掲載	5月～	
地域まちづくり課メールマガジン 「ヨコハマ人・まち」掲載	5月上旬	
市民活動支援センターメールマガジン 「animatopico (アニマート ピコ)」掲載	5月上旬	2015年5月より「ハマセン！」 からリニューアル
募集リーフレット・ポスター配付	5～6月	区役所、駅PRボックス等 (配布先は裏面参照)
市内地域まちづくり活動団体等へ情報提供	5月	地域まちづくり組織、まち普請 整備団体等
市内建設関係の業界団体への情報提供	5月	神奈川県建築士事務所協会、神 奈川県建築士会、横浜建設業協 会、JIA（日本建築家協会）
市内大学・高校への情報提供	5～6月	大学30校、市立高校11校
中間支援組織への情報提供	5～6月	区民活動支援センター、社会福 祉協議会、まちづくり支援団体、 地域ケアプラザ、緑の協会等
まちづくりコーディネーターへの情報提供	5～6月	コーディネーター78名
過去の受賞者への情報提供	5～6月	

(募集リーフレット配布先一覧)

場所	箇所数	備考
市民情報センター	1	
区役所広報相談係	18	
行政サービスコーナー	13	
地区センター	80	
コミュニティハウス	115	
地域ケアプラザ	133	
公会堂	18	
図書館	18	
駅（PRボックス）	18	区1か所 乗降者数の多い駅に配架
区社会福祉協議会	18	
市民活動支援センター	1	
区民活動支援センター	18	
男女共同参画センター	2	
まちづくり支援団体	9	
まちづくりコーディネーター	78	
緑の協会	1	
県民活動サポートセンター	1	
ボランティアセンター	1	
神奈川県建築士事務所協会	1	
神奈川県建築士会	1	
コミュニティカフェ	15	
子育て支援	19	
まち普請事業整備済団体	41	
市内大学	30	
市立高校	11	
過去の受賞者	86	

横浜まちづくり顕彰事業実施要綱

(目的)

第1条 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成18年2月横浜市条例第2号）第17条及び横浜市地域まちづくり推進条例（平成17年2月横浜市条例第4号）第15条に基づき、横浜市における、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりへの貢献が認められる「まちなみを構成する建築物等」や、「地域まちづくりの取組」を顕彰し、もってまちづくりの推進に寄与する目的で、横浜まちづくり顕彰事業（以下「顕彰事業」とする）を実施する。

(賞及び部門)

第2条 顕彰事業には、横浜・人・まち・デザイン賞を設け、まちなみ景観部門、地域まちづくり部門について実施する。

- (1) まちなみ景観部門の顕彰対象として応募または推薦することができるものは、横浜市内において地域の個性を活かした魅力ある都市景観の形成に寄与している、まちなみ、建築物、工作物等で、おおむね10年以内に新しく造られたもの、又は歴史的建造物等再生されたものであるものとする。
- (2) 地域まちづくり部門の顕彰対象として応募または推薦することができるものは、横浜市内において横浜市地域まちづくり推進条例第2条第1項第3号に規定する地域まちづくりで、おおむね3年以上の取組実績のあるものとする。

(審査選考)

第3条 顕彰対象の審査選考については各部門において次の機関が行う。

- (1) まちなみ景観部門の審査選考は、横浜市都市美対策審議会表彰広報部会が行う。
- (2) 地域まちづくり部門の審査選考は、横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会が行う。

(顕彰対象の決定)

第4条 顕彰対象は、横浜市都市美対策審議会表彰広報部会及び横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会の選考に基づき、市長が決定する。

(表彰)

第5条 顕彰対象に対する表彰は、市長が隔年1回行う。

(主催等)

第6条 本事業は、横浜市が主催し、必要に応じて趣旨に賛同する団体の協力を得て行うことができる。

(国土交通大臣への推薦)

第7条 市長は、横浜・人・まち・デザイン賞の受賞者を、国土交通大臣が行う「まちづくり功労者表彰」の候補者として推薦することができる。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市整備局長が別に定める。

付則

この要綱は、昭和60年10月22日から実施する。

この要綱は、平成11年10月25日から実施する。

この要綱は、平成17年 4月 1日から実施する。

この要綱は、平成20年 3月21日から実施する。

この要綱は、平成24年 4月 1日から実施する。

横浜まちづくり顕彰事業実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、横浜まちづくり顕彰事業実施要綱（平成24年4月1日改正。以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考の原則)

第2条 顕彰対象は、原則として民間のものとする。ただし、横浜市又はその他の行政機関等が事業者である建築物、工作物等については、市民の評価が高いと認められる場合に顕彰することができる。

2 次にについては顕彰対象から除外する。

- (1) まちなみ景観部門については、過去において、横浜まちなみ景観賞、及び横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門を受賞したもの
- (2) 地域まちづくり部門については、過去において、横浜まちづくり功労者賞、及び横浜・人・まち・デザイン賞まちづくり活動部門又は地域まちづくり部門を受賞したものの
- (3) 法令、例規等に違反しているもの
- (4) その他顕彰対象としてふさわしくないと認められるもの

(選考基準)

第3条 まちなみ景観部門の選考基準は、次の各号によるものとする。

- (1) 地域の個性と魅力にあふれた新しい都市景観の創造に寄与しているもの
- (2) まちの活性化に寄与し、賑わいのある都市景観を形成しているもの
- (3) 歴史的なまちなみ、及び自然景観の保全に寄与し、又はそれらと調和を保っているもの
- (4) 横浜らしさの演出に寄与しているもの
- (5) 都市景観と環境や福祉への配慮などの先進的な取り組みが調和しているもの
- (6) その他、優れた都市景観の形成に寄与しているもの

2 地域まちづくり部門の選考基準は、次の各号によるものとする。

- (1) 公共性（地域社会への貢献）が評価されるもの
- (2) 積極性が評価されるもの
- (3) 地域住民等の幅広い参加や他団体との連携が評価されるもの
- (4) 今後の活動の継続性・発展性が評価されるもの
- (5) 創意工夫が評価されるもの

(調査又は報告)

第4条 市長は審査選考のため必要があるときは、顕彰対象として応募又は推薦することができるもの状況を調査し、又はその関係者から報告を徴することができる。

(表彰対象)

第5条 表彰は、顕彰対象に関連した次に掲げるものに対して行う。ただし、法令、例規等に違反又は、表彰対象とふさわしくないと認められる物については、表彰対象としない。

(1) まちなみ、建築物、工作物等の事業者、設計者、施工者等

(2) 横浜市地域まちづくり推進条例第2条第1項に規定する地域まちづくり活動の主体である団体及び当該活動を支援した個人または団体

(3) その他顕彰対象に関連するもの

(表彰方法)

第6条 表彰は、市長が行い、表彰状を授与する。

2 表彰対象に対し、記念品を贈呈することができる。

(事務局)

第7条 表彰に関する事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局は、まちなみ景観部門においては都市整備局景観調整課、地域まちづくり部門においては同局地域まちづくり課に置く。

(その他)

第8条 この実施細目に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この細目は、平成11年10月25日から実施する。

この細目は、平成17年4月1日から実施する。

この細目は、平成20年3月21日から実施する。

この細目は、平成24年4月1日から実施する。

この細目は、平成25年4月1日から実施する。

第 11 回 横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会	
日 時	平成 27 年 10 月 22 日 (木) 14 時 00 分～16 時 00 分
開催場所	松村ビル別館 5 階 503 会議室
出席者	【委員】山家部会長、奥村委員、川原委員、田邊委員、中山委員 【事務局】小池 (都市整備局地域まちづくり部長)、石津 (地域まちづくり課長)、中里 (担当係長)、森、石垣、 藤本 (都市整備局景観調整課担当係長)、西田、平坂
欠席者	なし
開催形態	公開
議 題	1. 部会長等の選出について 2. 第 8 回横浜・人・まち・デザイン賞の進め方について ア 選考の方法 イ スケジュール ウ 募集・広報の方法 3. その他
決定事項	1. 部会長は山家委員とする。 2. 職務代理者は川原委員とする。 3. 選考の方法、スケジュール、募集・広報の方法は事務局案のとおりとする。 4. 支援賞の表彰対象の選考については、前回同様とする。 5. 合同部会の日程は、平成 28 年 1 月 20 日 (水) 15 時からとする。
議 事	<p>(石津課長) 皆様お集まりいただき、ありがとうございます。まず、最初に資料の確認を事務局からさせていただきます。</p> <p>(事務局) 配付資料の確認をいたします。次第の次が資料 1 の名簿です。次に資料 2 が部会長等の選出についてと地域まちづくり推進条例抜粋、資料 3～9 までございます。</p> <p>それでは、まず資料 1 表彰部会委員の紹介をいたします。(省略)</p> <p>続きまして、事務局の紹介をいたします。(省略)</p> <p>この会議の公開・非公開について確認いたします。横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 31 条に基づき、公開となります。会議の議事録については、後日ホームページで発言者名を含めて公開します。</p> <p>1. 部会長等の選出</p> <p>(石津課長) 部会長等の選出について議事を進めたいと思います。選出については、事務局から説明します。</p> <p>(事務局) 資料 2 をご覧ください。部会長については横浜市地域まちづくり推進条例施行規則第 23 条に基づき、委員の互選によって定める、また、職務代理者については表彰部会要綱第 4 条第 1 項により、表彰部会に部会長及び職務代理者を置く。第 3 項で職務代理者は部会長の指名によって定めるとあります。まずは、互選で部会長を選んでいただきたいと思います。</p>

(川原委員) 前回も在籍されていたということで、山家委員はいかがでしょうか。

(一同) 賛同

(山家委員) 引き受けます。

(事務局) 山家委員、よろしく申し上げます。職務代理者の指名をお願いします。

(山家部会長) 職務代理者は川原委員をお願いします。

(川原委員) 引き受けます。よろしく申し上げます。

(事務局) 川原委員には職務代理者をお願いします。以後の議事進行は山家部会長に委ねます。

2. 第8回横浜・人・まち・デザイン賞の進め方について

(山家部会長) それでは、議事に入りたいと思います。第8回横浜・人・まち・デザイン賞（以下、「デザイン賞」という。）の進め方について事務局より説明をお願いします。

(事務局) 資料1の添付資料をご覧ください。4月に開催された市長公舎での表彰式の写真です。参加者からは普段なかなか来られない場所ということで非常に好評を頂きました。裏面の写真をご覧ください。ロールアップバナーやパネル展示での広報を各区役所、市役所で順次行ってきました。区役所は、工事等で都合がつかなかった2区を除く16区で実施しました。

(事務局) 資料3でヨコハマ人まちデザイン賞の概要について説明。

(事務局) 前回、前々回の投票結果で、事前評価で順位が高くて、部会での投票で顕彰対象に選考されなかった活動がありました。次回の選考でも同じように連続して選考されない場合、地域で様々なまちづくり活動に取り組まれていて、選考書類を提出いただいている中で、何度も選考されないことによるモチベーションの低下や書類作成に係る負担を懸念しています。そこで、地域でまちづくりに取り組む団体の負担を何とか減らせないと改正案を考えました。

資料4-1をご覧ください。上段が改正案の流れ、下段が現行の選考です。

改正案では応募はがきに、「いつから」、「どこで」、「何をして」、「どんな効果がある」を他薦自薦問わず書いてもらい、一次選考を委員の皆様に依頼します。情報の補記としてホームページでの調査や関係区局への確認を行うのに加え、区役所や所管局にも情報を補記してもらい、委員が総合的に判断できるようにします。

一次選考後に事務局を含めて協議して、二次選考へ移るラインの見極めを行います。その後、二次選考に進むグループにのみ書類作成を依頼し、二回目以降となる団体には、時点修正程度の書類作成とすることで負担を軽減します。関係区局からは照会票Bで情報を収集し、事務局も情報を補記し、二次選考の資料とします。

資料4-2をご覧ください。新旧選考の比較ですが、応募・選考期間は変わりません。改正案では一次選考用に事務局の資料作成、委員による一次選考が新たに作業として増えますが、市民グループのメリットもあります。

(山家部会長) 進め方が大きく変わることになっています。情報量が少ない中で選考が難しいと思います。できることなら「みんな素晴らしい」と言いたい。そう考えたときに、改正の目的には賛同しますが、敢えて選考を二回に分けた理由は何でし

ようか。

(事務局) 考えたきっかけは、二回連続落選した団体から直接「何が良くなかったんでしょうか」という問い合わせがあったことです。一生懸命活動をしている人に応えたいという思いはありますが、何度も応募していただくことになると書類作成の負担がかかることに加え、落選によるまちづくりへの意欲低下を避けたいという思いがあります。

(山家部会長) 書類だけで内容の優劣を判断するのが難しいのではないのでしょうか。

(事務局) 悩ましいところです。一次選考で全ての団体に書類を書いてもらうというのは、選考側にとっても非効率であり、何とかできないかと思っています。

(川原委員) 私も、過去に応募経験のある団体は時点修正のみでいいと思います。

(奥村委員) 他薦による落選が続いた場合の救済策は考えてもいいのではないのでしょうか。

(川原委員) 他薦されても辞退をすることはできるのでしょうか。

(事務局) できます。

(奥村委員) 一回目が不選考で、二回目に選考されたグループはないのでしょうか。

二回連続で不選考ということは、どこか力が及ばない部分があったのでしょうか。同じ団体でも応募内容が変わっている場合は、それぞれ最初の応募と受け止めることとなりますね。

(山家部会長) 二回委員を務めてみて思うのですが、全ての現場を見られるわけでないため、地域の地道な活動に光を当てにくく、目立つものに目がいきがちになってしまいます。

(川原委員) 地道に活動している団体に光が当たっていないように感じることも確かにあります。

(田邊委員) 選ばれなかった団体に「だめということではない」ということを伝えられているのでしょうか。継続していることに対する評価だとか、別の賞をつくるか、取材して団体を紹介する冊子を作るとか、自分たちの活動が第三者に何かしら認められているという、まちづくりに携わる市民の気持ちを支える仕組みが必要ではないのでしょうか。

(事務局) 賞自体は優れた活動にスポットライトを当て、活動の一層の励みにしてもらうという狙いがあります。したがって、選考されなかった団体に対して報いる仕組みはありませんでした。広報誌のヨコハマ人・まちでのヒアリングでも、表彰をきっかけに活動が羽ばたいたという効果があったことは明らかになっています。不選考が続くことによってスポットライトを浴びるチャンスを市民が放棄するのは避けたいと考えています。

(奥村委員) 賞なので落選することがあるのは仕方ないという側面もあります。

(川原委員) 実態として辞退する団体があるという事情から少しでも応募してほしいという意向が事務局にあるのでしょうか。

(事務局) 他薦されたものが多い中で団体に書類作成を依頼している実態があります。

(山家部会長) 一次選考の結果は団体に伝えるのでしょうか。

(事務局) まだ結論は出ていませんが、一次選考時点では他薦されたこと自体を知ら

ないため、一次選考を通過した時点で知らせることになると思います。

(田邊委員) 一次不選考は伝えないのでしょうか。

(事務局) 他薦されたことを知らない団体に知らせるのは、勝手に持ち上げておいて落とされるような状況になってしまいます。また、団体も書類作成していないため知らせない予定です。

事務局、委員や各局の負担は増えますが、一旦はこの方法で実施してみたいと考えています。

(川原委員) 田邊委員が言ったように、選考にもれた団体に対するモチベーションを下げない仕組みについては一考する必要があると思います。

(事務局) フォローについては引き続き考えていきたいと思っています。

(山家部会長) 二段階の選考について大枠この方向で進めるということではよろしいでしょうか。

(田邊委員) いままでは応募者の何%くらいが受賞しているのでしょうか。

(事務局) 選考基準に対する絶対評価で判断するため、予め応募者の何%という決め方はしていません。

(山家委員長) 異議がないようですので、この改正案で進めることとします。

(一同) 賛同

3. 支援賞の表彰対象について

(事務局) 受賞対象になった団体や活動を支援した個人、団体を対象とする支援賞については、資料9の細目の第5条第2号で定められています。団体に調査票を記入してもらった際、支援した個人や団体を記載してもらい、部会で審議するという方式をとっています。過去には資金提供や運営支援のみを行ったものは対象としてませんでした。

(山家部会長) まず本賞の受賞活動を選考し、その後、支援賞を選考しますが、これが至難です。前回もほとんどの団体が追加調査となり、その場で選考できたものはわずかでした。何かいいアイデアはないかと思っています。

(事務局) 条例上は支援賞自体が横浜市のまちづくりに大きな影響を与えたものという定めがありますが、委員側の解釈に幅があるのであれば考えなければなりません。前回で言うと、活動のための場所を貸してくれた団体とかも対象になるのか、といった議論がありました。

(川原委員) 表彰の趣旨からいうと、全て認めたいという気持ちはある。

(山家部会長) 対象が多くなりすぎるということや受委託などの関係から選ばないということもあった。

(事務局) 追加調査で、市の業務の受託業者を表彰するというのは違うということになったこともありました。

(田邊委員) 団体が支援してくれたという認識で支援者を記載しているのであれば、これからも支援してもらいたいという気持ちも含めて応募側は記入していると思います。明らかに賞の趣旨と異なるということは抑えなければならないとは思いますが。

(事務局) 自分たちの受賞も嬉しいが、支援団体の受賞はもっと嬉しかったという声もありました。資料4-2の6ページの例示のとおり、活動団体を構成する組織や行政機関は除いて、と書いていますが、当てはまらないものも記載されてきます。全てを表彰するというのではなく、特に秀でたものを表彰するという考え方でこれまでやってきています。

(山家部会長) 基本的にはこれまでの考えを踏襲するという考え方で進めるということでしょうか。

(一同) 賛同

4. スケジュールについて

(事務局) 資料5を説明。

(山家部会長) ご意見をお願いします。

(川原委員) 実際に、委員へ選考資料が送付されるのはいつごろになりますか。

(事務局) 1回目が8月上旬ころ、2回目が11月の中旬くらいを予定しています。

(川原委員) 一次選考の書類は今までと比べてさほど変わらないボリュームになるのではないかと思います。いかがでしょうか。

(事務局) 若干簡易なものになると思います。

(山家部会長) 募集期間は同じでしょうか。

(事務局) 同じです。

5. 広報について

(事務局) 4月下旬に募集の記者発表を行い、広報よこはまや神奈川新聞、テレビ神奈川での告知、区役所での展示、建築関係雑誌への掲載、過去の受賞グループ、中間支援施設への広報などを行います。募集リーフレットについては、市民活動支援センターや駅のPRボックスなどにパンフレットを配架します。市内大学、高校、コミュニティカフェなどのまちづくりや景観に親和性が高い施設に配布します。

(山家部会長) 一番反応良いのはどの媒体ですか。

(事務局) 隣近所の人や推薦や行政関係者やまちづくりに携わる人、メーリングリストや区役所で知ったという人が多いようです。

(山家部会長) どの媒体で知ったか調べる方法はありますか。

(事務局) 応募はがきに記入欄はありますが、もう少し細かく把握する必要があると考えています。

6. 合同部会について

(事務局) 事前の調整の結果、両部会委員の出席者が一番多い平成28年1月20日(水)15~17時が候補に挙がっています。川原委員については調整が難しいと伺っていますが、いかがでしょうか。

(川原委員) 調整します。

(事務局) それでは、1月20日に決定します。会場については追って連絡します。

資 料	<p>【資料】</p> <p>資料1 横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会委員名簿 別添 第7回表彰式、パネル展の様子</p> <p>資料2 表彰部会部会長等の選出について</p> <p>資料3 横浜・人・まち・デザイン賞の概要について</p> <p>資料4 第8回横浜・人・まち・デザイン賞実施概要(案)[フロー] 第8回横浜・人・まち・デザイン賞実施概要(案)[新旧比較] 様式集 集計イメージ 「活動を支援した個人または団体」選考の流れ</p> <p>資料5 第8回横浜・人・まち・デザイン賞スケジュール (案)</p> <p>資料6 第8回横浜・人・まち・デザイン賞募集に関する広報について (案)</p> <p>資料7 横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会要綱</p> <p>資料8 横浜まちづくり顕彰事業実施要綱</p> <p>資料9 横浜まちづくり顕彰事業実施細目</p>
-----	--

第12回横浜市都市美対策審議会表彰広報部会会議録	
議 題	審議事項 議事1 第8回横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門について（審議） 議事2 その他
日 時	平成27年10月16日（金）午前10時から11時15分まで
開催場所	横浜市開港記念会館 2階9号室
出席者 （敬称略）	委 員：金子修司、関和明、清水靖枝 書 記：小池政則（都市整備局地域まちづくり部長） 網河 功（都市整備局企画部都市デザイン室長） 飯島悦郎（都市整備局地域まちづくり部景観調整課長）
欠席者 （敬称略）	委 員：佐々木葉、鈴木智恵子 書 記：小山孝篤（都市整備局担当理事（企画部長））
開催形態	公開（傍聴者なし）
決定事項	議事1：選考方法について了承した。また、PR手法、受賞プレートのあり方について本日の意見をもとに引き続き事務局で検討を行う。
議 事	<p>1 第8回横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門について（審議）</p> <p>資料を用いて事務局から説明を行った。</p> <p>○清水委員 初めてなのでわからないのですが、顕彰対象となる建物は10年以内の建物でしたか。</p> <p>○飯島書記 おおむね10年です。</p> <p>○清水委員 そうすると、1年目でも、2年目でも構わないのですか。</p> <p>○飯島書記 はい。</p> <p>○網河書記 できて1年目ですぐに一度エントリーされたけれども、本当に地域になじむかという意見もあり表彰が見送られ、ほぼ10年近く経ち再応募され、良い景観になったということで、10年目近くに表彰された例もあります。</p> <p>○清水委員 今まで自薦と他薦はどちらのほうが多いのですか。</p> <p>○金子委員 私の印象では自薦のほうが多いのではないかと思います。どうでしょうか。</p> <p>○飯島書記 そうですね。ただ、一般市民からの他薦もあります。</p> <p>○事務局 正確な数を出してはいないのですが、前回の第7回は他薦のほうが多いイメージです。</p> <p>○金子委員 自分で書くのではなく、書いてと言って出してもらおう。そういうPR活動をしているケースもあるように思います。</p> <p>○関委員 同じ対象で両方から出ているものもあるかもしれません。</p> <p>○金子委員 何年前に何十票か、マンションに居住している人たちが一致団結して出した例もあります。それも妨げることはなく、1票として数えてエントリーし、評価するということだと思います。</p> <p>○清水委員 応募の票数は関係ないのですか。</p> <p>○金子委員 基本的には関係ないです。</p> <p>○網河書記 コメントを書いて応募いただけますので、個票に入れる情報量が増えてくるというようなことはありますが、はがき1枚だけの応募であっても等しく審査します。</p> <p>○金子委員 先ほどご説明のあった個票は、事務局側で非常に詳細にチェックしていて、例えば建築であればきちんと検査が終わっているかまで調べた上で資料として委員に配っていただいていますので、これは非常にいいと思います。逆に何かアピールポイントが応募に書いてあれば個票に書けませぬ。</p> <p>○清水委員 アンケートの結果の、この賞を知っているか、いないかについてですが、はがきをいただいた方はもちろん知っているからお出しになるのですが、一般市民の方々はなかなかこの賞を知りません。したがってもう少し一般市民の方々が知っていると、この結果も変わってくると思いました。おそらくこの回答は、知っているからお出しになっているのですよね。</p> <p>○金子委員 基本的にアンケートをいただいたのは応募した人からのアンケートですから、もちろん知った上で回答していると思います。ただ、それまでは知らなかったけれど今回出すのでわかった、という方もいます。それがアンケートの分析の下に入っていると思います。ただこの賞は、まちなみ景観賞という大変古い賞があり、バージョンが変わり、地域まちづくり部門とまちなみ景観部門の2つが並列しながら1つの賞になりました。最近では応募が100件前後で、少し増えているという説明があ</p>

りましたが、増えていると言っても微増で、どうやってこの賞を知ってもらうかということが委員会では毎年悩みでした。PRするという意味で、プレートを作ってほしいというのは委員会でも何回か出ていて、それを去年から作りました。大きさはどのくらいですか。

○飯島書記 20センチ×15センチです。

○金子委員 このようなものがあると、「なるほど。これはこういう賞をもらっているのだ」とわかるけれど、余り重厚感のあるものを作ると、お金もかかるし、取り付けが大変なことと、歴史的な文化財につけにくいというご説明がありましたが、そこはよく考えないといけないと私は個人的には思いました。アクリル等軽く簡素なものでつくると、賞自身がそのような印象になってしまう気もします。例えば登録文化財や、市の歴史的建造物のプレートなどは割合みんなしっかりとできていますよね。ですから、このイメージは悪くないので、このくらいのものをうまくしっかりと設置できると良いと思います。

○清水委員 各区に持ち回りでパネルを展示していますよね。これは全区に回るのですか。希望する区だけですか。

○飯島書記 全区です。今回は改修工事で展示スペースがない区が2区ありまして16区になっていますが、原則18区全部回ることにしています。

○金子委員 最初が市のホールで、それを皮切りに、その後回っていくと。

○飯島書記 はい。

○金子委員 そのお話になりますと、まだ全然受賞されていない区があると。実態として何もない区は幾つありますか。

○事務局 8区です。

○清水委員 実際に私の住んでいる瀬谷区もないです。瀬谷区はありそうでないのです。

○網河書記 長屋門公園は、まちなみ景観賞のときに受賞しています。

○清水委員 それはいただいています。

○網河書記 横浜・人・まち・デザイン賞になってからはこのような分布ということですか。

○金子委員 そういうことになると、視点を変えて、昔からのまちなみ景観賞や建築コンクールなどで表彰されたものがあるかないかというのがわかったら区の力になると思います。この賞にうまくつながるかはわかりませんが、横浜・人・まち・デザイン賞の過去の物件もPRの材料にはなるのでは。

○清水委員 瀬谷区にもありますよね。知らないのだと思います。

○金子委員 この賞の目的として、そういうものに気づいてもらうことも大事です。

○関委員 昨年からプレートをつけるようになったのでそれはいいですが、それ以前のもはどうか良いのか悩ましいですが、工夫したほうが良いと思います。また、そのように表彰されたものがあるから、次また新しく公募されたときに積極的に応募してみようというような循環ができれば良いと思います。

○清水委員 市民が気づくものと、区役所サイドで自分の区をよく把握していただき、後押しすることがとても大事だと思います。したがって、区役所にこの制度がどのくらい浸透しているかということもとても大切だと思います。おそらく地域振興課か区政推進課のどちらかだと思いますが、区が自分の区をしっかりと把握するかしらないかがかなり重要なポイントになります。この賞に該当するところなどが自分の区にどのくらいあるのかを見ていただき、「こういう制度がありますよ」とそっと後押しできると良いと思います。区が応募してはいけないのですよね。

○飯島書記 だれが応募しても構わないので、区の職員が個人で応募することも可能です。

○清水委員 特に建物に関しては、区役所がしっかりとこの賞を把握し、区民と一緒にもう一度区を見直していく良い機会でもあるのではないかと思います。したがって、もう少し区役所にこの賞を把握していただくとうれしいと思います。

○金子委員 区の所管は区政推進課ですか。

○藤本係長 はい、区政推進課です。

○清水委員 まちづくりだと地域振興課も関わっていますよね。

○飯島書記 しかし窓口は区政推進課になると思います。

○小池書記 当然募集するときにチラシを回覧したり、PRしたりはするのですが、そういうレベルではなく、もっと後押しをするという視点でのアプローチは我々もしていないので、少し考えたいと思います。

○清水委員 区役所も職員が変わってしまうので、しっかりと自分の区を把握する期間が短いです。そのため、こういうものが区全体を見るきっかけになればとても良いのではないかと思います。「こ

ういう賞がありましたよ」とばっと投げるだけではなく、アプローチがとても必要ではないかという気がしました。

○関委員 確におっしゃるとおりで、私は金沢区に大学があり、市民のグループもおそらくこういう賞に気づけば関心のある方はいらっしゃると思いますが、逆に言うと、区局の方から「こういう賞がありますよ」と出してくるということは聞いたことがないです。大学にパンフレットをいただいているので、授業中に配りますが、広報が大事だと思います。

それに関連することで気づいたのですが、いろいろな媒体に出されているというリストが資料3にあります。神奈川新聞社で出されている『横濱』という雑誌の記事に、今回綱河さんも書かれていましたが、おそらくあの雑誌を買われる方はとても関心のある方が多いと思います。神奈川新聞には広報しているようですが、何かいいタイミングで『横濱』にも1ページ広告を載せられると良いですね。

○綱河書記 季刊誌で、年4回発行の冊子なので、募集やイベント告知は、タイミングがうまくかみ合わないし難しいですが、広報する可能性はあると思います。

○関委員 今まではやられてはいないのですか。

○綱河書記 今までは、載せていません。

○関委員 広告料が要るのですか。

○綱河書記 基本的には市が広報誌として出しているものですので、記事の掲載料は要りません。募集という形でなくとも、例えば表彰されたものをPRするような記事を出しても良いと思います。それぞれの号の企画がありますので、「できます」とここでは言えないのですが、『季刊誌横濱』の場合でしたら、どちらかというと、この賞そのものをアピールする等の使い方のほうが適していると思います。

○金子委員 今、清水委員からお話のあった各区のPR体制というか、取り組みをお願いするという事は、今まであまり出てこなかった話で、私は大事なことだと思います。市民運動等いろいろなまちづくりの活動はどこでも今やっているの、そういう意味では非常にこの賞は良いきっかけになると思うのです。何かうまい手段といますか、持っていく方は考えられますか。

○飯島書記 これまでも当然チラシを置いてもらう等する関係で、区役所をお願いはしているのですが、さきほどおっしゃったように、きちんとした趣旨も含めたアプローチをすることは可能だと思います。

○金子委員 この賞だけではないですが、デザイン室の活動が中心部、臨海部に偏っているという話があり悩ましいのですが、「いや、ちゃんとこういうものもありましたよ」ということを言うことと、何かきっかけになるようなPRの仕方をする事は、デザイン室の役目ですね。よろしく願いしたいと思います。

○綱河書記 頑張ります。

○金子委員 このバナーは毎年使うというスタイルでつくってあるのですか。

○飯島書記 そうです。

○金子委員 市庁舎にあるパネル展示は見たことがあるけれど、区でのパネル展示は、実は余り区に行っていなかったのを見ていないのですが、どのくらいの方が興味を持っていますか。

○事務局 展示期間は長くて1週間くらいです。公会堂などですと3日であったり、こちらとしてもできればもう少し長い期間展示できればと思っているのですが。

○飯島書記 区役所の展示スペースは人気があるようで、うまくまとまった期間をとるのは難しいです。

○清水委員 各区で大きなお祭りがありますよね。区主催のお祭りは今大体どこの区でもやられており、そこに区役所の部門ごとのブースがあると思います。何万人という人が来るので、どれだけの方が興味を示していただくかわかりませんが、その際にも区政推進課あるいは地域振興課をお願いして、パネルではなく、写真だけでもいいので、広報すると良いのではないのでしょうか。「このような賞があるので、周りを少し見てみて、どうぞあなたの区からも推薦を」というように、パネルを各区のお祭りのときに置いてみるのも良いかと思えます。お祭りには大勢の方がいらっしゃいますので、一般市民の方に目にさせていただく機会の1つになると思います。「こういうことがあるから応募しなさい」ではなく、「あなたたちの周りにもあるかもしれないから見つけてね」といった呼びかけをすると、もう少し身近なものとして感じていただけるのではないかと思います。区役所で回しているパネルを持っていくのはとても大変ですから、そうではなく「今までこんなところがこんな賞をもらいましたよ」というように、こういう賞があること自体を広報していただければ、市民の方は周りを見

直すかもしれません。

○金子委員 そうですね。身近な建物や、この賞に値するかは問題ですが、どこどこから見た富士山等、自然系では、市民の森は賞になったものもありますし、大分出てきました。そのように何となく違った流れができてきていて、新しく掘り起こされているところもあります。圧倒的に人気であるのは、新しい建物もありますが、歴史的な建物をうまく保全・活用している話が多いです。

○清水委員 おそらく自分の好きなところ、自分の大事にしたいところを皆さんお持ちだと思います。それがこの賞に値するかしらないかということは、わからない部分かもしれません。随分前ですが、瀬谷区で自慢マップというものをつくったことがあります。区民がここを自慢したいと思うものを地図にみんな落としてもらいました。すると、とても大きなツバキにたくさんのメジロが来てとてもすてきなところや、さきほど金子委員がおっしゃったように、富士山が何の障害物もなく見られるところなど、そのようなものがたくさん出てきたのです。そのように、自分の好きな、大事にしたいところが区民の中にあるかもしれません。それをうまく掘り起こしていくと、本当に市民のための賞になっていくのではないのでしょうか。そういうことを残しておくための賞ではないかと思います。市民の皆さんに、このような賞があると知り渡っていないことがとても残念です。

○金子委員 応募件数を増やしたいという話が毎回テーマとして出ているものの、なかなか件数が増えてこない。何か良い方法はないかということで、PRの手段や広報の手段をどうするかなどの話がいっぱい出ます。大体応募件数は今まで100前後、飛躍的に増えることは何か突発的なことでもない限りないかもしれませんが、7回着実に歩んできた実績があるので、それは回数とその前の賞のころからのものをもう一回見ればわかると。ある種の横浜市の都市デザイン活動の一環として脈々と来ているのだということに大事にして、より盛んになると良いと思うのですが、たくさん応募があれば盛んなのかと、いろいろと悩みはあります。

○清水委員 賞の数は決まっていますか。

○飯島書記 大体6件か7件です。

○小池書記 この賞をなぜ実施しているのかと考えると、1つは賞を受けた人が励みになるなど、良いものをつくってもらうための動機づけにするということであり、あるいはできたものをPRすることでさらにそういうものを増やしていきたいということですが、今清水委員がおっしゃったように、応募を呼びかけることで、一般市民の方にもっと身近にまことに関心を持ってもらうという視点も今改めて大事だと思いました。したがって、単にPRを増やして応募件数を増やすということではなくて、どういうアプローチをしてそういう関心を盛り上げていくことができるかということも含めて、中でも検討してみたいと思います。

○金子委員 建物でもない、自然でもないということで、数回前から出てきていたものが、神奈中バスの山手ライナー。まさに横浜のデザインがきちんと山手をめぐってふさわしく、なかなかよかったと思います。もう一つは元町のペットバー、犬の水飲み場で、建物とは違いますがまちなみの中である種の景観になっているという、少し変わったものとしてはおもしろいと思っています。建物だけではなく、景観を含めてまちなみをつくっていくというイメージが大事ですね。

○関委員 先ほど清水委員がおっしゃった、すばらしい風景が見られる場所などは、それを見つけた人がつくるのかもしれないけれど、表彰される人はそれに関わった人たちなので対象になりにくい。

○清水委員 だれがつくったわけではないですから。

○関委員 そうなのです。その風景を邪魔しないようにつukらないことがそれを保全している、という一逆転になるかと思えます。

○清水委員 そこが重要なのです。その地図をつくったときも、みんなで大事なところ、自慢のところを地図に落として、開発の足かせに少なればいかなという思いでつくったもので、するとこんなに区民の人が大事で、大切な、好きなところがあるのかと思うぐらいたくさん出てきました。その思いがつまりまちづくりにつながっていくのではないかと思います。

○関委員 人間の手で何かつくるときにもそういう気持ちを大事にすることは大切です。幾つかの区にはまだ受賞物件がないということですが、それは応募件数と大体比例するのでしょうか。

○事務局 いえ、満遍なく応募されているので、そうでもないです。

○清水委員 応募はあるけども、入選に至らないという。

○関委員 それは審査する側の問題もあるかもしれません。

○金子委員 審査する側の問題も確かにあるのです。

○関委員 なるべく広げようとはしているのですが、どうしても幾つかに絞っていくと。

○金子委員 審査していて悩むことは、官民の比率で、官ばかりになってしまうのはよくないという

ことです。原則的に民のものというイメージがどこかにありながら、どうしても官でこれは落とせないのではないかというようなものもあり、みんなで話さないまでも、自分の中ではそれを一生懸命何とかしようと思って悩んでいます。また郊外部についても、もう少しこちらにも受賞物件があったほうが良いだろうかといった思いがあります。

○関委員 具体的に次にどのようなものが応募されるかわからないですし、明文化されてはいませんが、きょうの議論のような、まだ受賞のない地域に着目しようといったことも実際に審査していくときに1つの選定基準にできればと思います。

○金子委員—また話が少し変わりますが、応募物件に似たようなものが2つあった時、例えば日ノ出町のガード下の周辺についてや、吉田町の防火帯建築については1つにまとめました。そのように上手にコントロールしていくということは、恣意的にやると問題になってしまうかもしれないですが、事務局で選ぶときにぜひ、これとこれを一緒にしますという提案もしてほしい。確かに委員会の中でそういう話が出てきていましたから、そういうことも良いと思うのです。

○網河書記 一体的な景観ということで、プレートのところで紹介しましたブラフ99ガーデンと地方気象台は、物件は別々ですがまとまりの景観ということで、最終的には1件という形で受賞した例があります。

○金子委員 いろいろなことがあります、せっかくプレートがうまくできてきたので、ぜひ、つけるのが大変だではなくて、努力して良いものをちゃんとつけようとしてほしいです。顕彰にするというか、エビデンスを残すという。佐々木委員長がおいでになったらまたそのような話もあると思います。

○清水委員 プレートのつけ方だと思います。昔うちの長屋門公園がいただいたのは、しっかりと石を立てて、そこにプレートを埋め込みました。そのため、どなたでもここへ来て、「あ、何だろう」と見ます。したがって、壁面に何かを張るだけではなくて、場所によっては少し立体的に立てて、そこに張るという方法も考えられるかだと思います。

○網河書記 歴史のプレートでは、歴史的建造物なのでそのまま建物に張りつけることが難しいことも多いので、そのプレートをつけるための石の台座をつくる場合もあります。しかしどのようにつけるのかということ、おそらくこれに応じたやり方を、歴史のプレートとは違う形を考えないと難しいと思います。

○清水委員 いろいろな形があると思うので、あんなどっしとしたものをやらなくても、低い位置に置くなど、いろいろな方法はあるのではないかと思います。あのどっしりとしたプレートは周りから見ても結構重みがあります。余りプレートを軽いものにしてしまうと、軽さが軽くなるだけ、見る側も何か軽くなってしまふような気がしないでもないです。難しいですね。

○飯島書記 正直なところ、我々も限られた予算の中でひねり出してあのプレートを今回初めてつくりました。実際に調整していると、壁につけにくいので、つけるためには別途何か工事をして、わざわざその台座もつくる必要があり、そこまで対応できないというのが正直なところです。

○関委員 これは受賞者に配付して、設置はどうするのですか。

○飯島書記 ご自分でつけていただくようお願いしています。その施設で何か工事をやる機会があれば、そういうタイミングでやっていただけるのかなとも思うのですが、できてもう大分たっているようなものだとそういうタイミングもなかったりします。

○金子委員 こういうふうに賞を与えさせていただいて、それをきちんと受けて、それがみんなの目にとまるということが大事だと思いますから、これはぜひちゃんとやるルールを考えたいですね。

もう一つ、まちなみ景観部門で過去に受賞した場所が今どうなっているかということについて。第1回でワールドポーターズ、ナビオス横浜と運河パークが受賞していますが、今どうなっているかを問いかけてみるというのはどうでしょうか。大原隧道や洗手亭、カトリック横浜司教館や情報文化センターも。みんなそこそこうまくいっていると思いますが、この賞のおかげではないけれど、その後、継続的に市民に愛され使われているのか確認できれば良いと。それぞれ何か歴史的に物が少し変わってきていますので、もう一回見てみましょう。ザイムも今大改修をしていて、わからないけど、DeNAの本拠になるのですよね。

○網河書記 いえ、運営がDeNAベイスターズです。

○金子委員 山手ライナーは今たくさん走っていますよね。あのデザインで、山手ではないけれど走っています。しかしあれはそういう意味では良いかと。改めて過去の事例を見ると、それらしいきちんとした選考理由があり、さらに現在の様子をPRしても良いという感じがいたします。その前の賞のものまでさらにさかのぼっていくとかなり実績が積まれてきているから、それは後の話でもいいで

	<p>すが。</p> <p>いろいろと有益なご意見をたくさんいただいたような気がしますので、大変よかったですと思いますが、ほかに委員の先生方、いかがでしょうか。</p> <p>少し予定の時間より早いですが、このくらいで意見を伺うのはよろしいかと思います。</p> <p>2 その他</p> <p>○金子委員 事務局から「その他」について何かあったらお願いしたいと思います。</p> <p>○飯島書記 事務局から情報提供ですが、国土交通省で都市景観大賞の募集しております。ご存じだとは思いますが、このような応募の案内がございましたのでお知らせします。この都市景観大賞は都市景観に対する市民の関心を高めることを目的に、平成3年度に創設されました。最初は都市景観大賞「都市景観100選」あるいは「景観形成事例部門」ということで全国から募集して、平成12年度まで100地区を選定しているそうです。その後、平成13年度からは都市景観大賞の「美しいまちなみ賞」ということで、空間の美しさに加えて、景観形成のための地元の活動とか地域の活性化や観光交流面への波及効果など、ハード・ソフト両面からさまざまな工夫や努力が行われている地区を総合的に評価して表彰しています。さらに平成23年度からは従来の「美しいまちなみ賞」にかわるものとして、この都市景観大賞が「都市空間部門」と「景観教育・普及啓発部門」を創設して、その後、この枠組みで実施しているということです。横浜市からも最初の平成3年度から何地区も受賞はしている状況です。</p> <p>参考として情報提供させていただきました。</p> <p>○金子委員 ありがとうございます。たまたま私はこのパンフレットを見たものですから、審査員にはこの会の委員長の佐々木先生も委員に入っておられます。そのほか、都市美やいろいろな関係の先生方も入っておられます。こっちの賞のほうが古いのですか。</p> <p>○事務局 昭和60年スタートの横浜まちなみ景観賞のほうが古いと思います。</p> <p>○金子委員 情報提供ありがとうございました。</p> <p>それでは、これで本日予定されていた議事はすべて終了したということにしたいと思います。この内容につきまして、事務局から確認をお願いできますでしょうか。</p> <p>○飯島書記 本日、第8回横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門についてご審議いただきまして、いろいろとご意見をいただきました。ありがとうございます。特に区役所へのアプローチを初めとしたPRの方法や、プレートのあり方など、いろいろとご意見をいただきましたので、これを検討した上で進めていきたいと思います。</p> <p>それから、次回は地域まちづくり部門との合同部会となります。来年の1月ごろを予定しておりますのでよろしくお願いたします。本日の議事録につきましては、概要部分のみ部会長代理の金子委員の確認をいただいた上で公開させていただきたいと思います。</p> <p>閉 会</p> <p>○金子委員 それでは予定した時間より少し早いですが、本日の委員会はこれで議事を終了いたします。どうもありがとうございました。</p>
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・名簿 ・座席表 ・資料1：横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門の概要について ・資料2：第8回横浜・人・まち・デザイン賞 スケジュール（案） ・資料3：第8回横浜・人・まち・デザイン賞 募集に関する広報について（案） ・資料4：第8回横浜・人・まち・デザイン賞 まちなみ景観部門の選考方法について（案） ・資料5：第7回横浜・人・まち・デザイン賞アンケート結果 ・資料6：まちなみ景観部門 表彰対象地区一覧 ・資料7：「横浜サイン」を推進するための表彰制度について ・資料8：横浜まちづくり顕彰事業実施要綱 ・資料9：横浜まちづくり顕彰事業実施細目
特記事項	<p>本日の議事録については、部会長が確認する。</p>